競争入札による契約の結果

【令和4年5月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	一般競争・指名競争の別 (総合評価方式の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			
									公益法人の区分	国所管、都道府 県 所管の区分	応札・応募者数	備考
令和4年度荒川・南千住地区まちづくり推 連支援補助業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月19日	(株) 首都圏総合計画研究所 東京都千代田区九段南4-2- 11	5011101009610	指名競争入札 (総合評価方式)	13, 302, 300円	13,090,000円	98.4%				
令和 4 年度小田周辺地区まちづくり推進支援補助業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 諸隈 慎一 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月25日	(株) まちづくり研究所 東京都渋谷区恵比寿1-13- 6	2011001022187	指名競争入札 (総合評価方式)	5, 973, 000円	5,720,000円	95.8%				
令和 4年度大田区羽田地区内の密集市街地 におけるまちづくり推進支援業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 諸隈 慎一 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月25日	(株) 象地域設計 東京都驀飾区小菅 4 - 2 2 - 1 5	7011801002202	指名競争入札 (総合評価方式)	4, 505, 600円	4, 400, 000円	97.7%				
令和 4年度東京都区部東部の密集市街地に おける事業計画等検討業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月31日	(株)都市計画同人 東京都新宿区箪笥町43	5011101014429	一般競争人札 (総合評価方式)	11, 066, 000円	9,900,000円	89.5%				
令和4年度栃木県他2県におけるまちづく り支援力策検討調査業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月27日	URL・OC・NSRI設計共 同体 東京都江東区東陽2-4-24	000000000000	指名競争入札 (総合評価方式)	21, 450, 000円	20, 130, 000円	93.8%				
令和4年度東京城東地区内のまちづくり検 討地区における基本計画等検討業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月11日	(株) 三菱地所設計 東京都千代田区丸の内2-5- 1	4010001081968	一般競争入札 (総合評価方式)	29, 953, 000円	27,940,000円	93.3%				
港区北青山三丁目第二地区に係る費用便益 分析調查業務(令和 4 年度再評価)	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 諸隈 慎一 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月11日	社会システム (株) 東京都渋谷区恵比寿1-20- 22	1013201015327	指名競争入札	2,890,800円	1,837,000円	63.5%				
令和 4 年度品川駅街区地区物件移転実施等 業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月16日	(株) URリンケージ 東京都江東区東陽2-4-24	3010001088790	指名競争入札	12, 362, 900円	12, 100, 000円	97.9%				
都心部の既成市街地における市街地再開発 事業に係る事業計画推進等業務	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 靖史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年5月17日	(株)都市計画同人 東京都新宿区箪笥町43	5011101014429	指名競争人札 (総合評価方式)	10, 747, 000円	9, 900, 000円	92.1%				

^{※1} 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

[【]対象となるもの】
・予定価格が250万円を超える工事又は製作
・予定価格が250万円を超える財産の買入れ
・予定債替料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
・予定債格が100万円を超える役務
ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。